R5.11.14WGヒアリング 厚生労働省 提出資料 外国人の医療アクセスの改善について



特区WGヒアリング資料「外国人の医療アクセスの改善」

厚生労働省における外国人患者受入環境整備に係る取組について

令和5年11月14日

厚生労働省医政局総務課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

外国人の医療アクセスに係る課題及び政府の対応方針について

課題

- 日本に滞在する外国人に関して、以下の課題がある。
 - ・罹患・受傷時にどの医療機関を受診すれば良いのか分からないという課題
 - ・ 日本語以外の言語でコミュニケーションが取れるか分からないという課題
- 医療機関については、外国人患者への対応方法等の体制整備に係る課題がある。

政府の対応方針

以下の政府方針等に基づき、外国人患者受入れ体制整備を進めている。

○「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」

(平成30年6月14日、訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ)

- マニュアル整備(医療機関及び都道府県向けマニュアルの整備・周知)
- ・ 多言語対応(医療機関等情報の多言語での発信)
- 対策協議会設置(ワンストップ窓口・対策協議会設置に向けたモデル事業)
- ○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」

(平成30年12月25日、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議)

・ 電話通訳等の利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの周知、都道府県内の多様な関係者が連携 し地域固有の事情を共有・解決するための対策協議会の設置等を通じて、全ての居住圏において外国人患者 が安心して受診できる体制の整備を進める。

1

外国人の医療アクセスに係る取組について

取組

- 外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリストの整備・更新
 - ・患者の利便性を高め、医療機関等及び行政のサービス向上を図ることを目的として、外国人患者への診療に協力する意思がある医療機関のうち、都道府県により適格性があると判断された医療機関を厚生労働省ホームページで公表している(令和5年6月末時点:2,183機関)。
- 多言語による外国人向け診療申込書等の公開
 - ・医療機関における円滑な外国人患者の受入れを目的とした多言語ツールとして、受付、問診、治療、手術、検査等における52種類の資料を6カ国語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ウクライナ語)で作成し、厚生労働省ホームページで公表している。
- 希少言語に対応した遠隔通訳サービスの提供、団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進
 - ・民間サービスが少なく通訳者の確保が困難な希少言語について、委託事業により遠隔通訳サービスを提供している。
 - ・事業実施者が一括して電話医療通訳サービス提供事業者との間で団体契約を行う場合に、当該経費の1/2 を補助している。
- 外国人患者受入のための医療機関向けマニュアルの整備・公開
 - ・医療機関が外国人患者の受入れ体制を整備する際に参考となる必要な知識や情報、体制整備のポイントをまとめたマニュアルを作成し、厚生労働省ホームページで公表している。